

川崎市特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費及び
特例乳児等支援給付費等支給要綱

8川保1第574号
令和8年8月21日

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の20及び第30条の21に規定する乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めるもののほか、次の各号に定める。

(1) 給付費

法第30条の20及び法第30条の21に規定する、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費をいう。

(2) 総合支援システム

乳児等通園支援事業の予約管理・データ管理・請求書発行管理機能を担い、国が管理する「こども誰でも通園制度総合支援システム」をいう。

(3) 認定保護者

法第30条の15第3項に基づく、乳児等支援給付費認定保護者をいう。

(4) 特定乳児等通園支援事業者

法第54条の2及び法第54条の3の規定に基づき、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に係る施設を運営する事業者をいう。

(対象児童)

第3条 この要綱に基づく、支給の対象となる子どもは法第30条の16に規定する乳児等支援給付費認定子ども及び、法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どものうち、法第30条の21第1項の規定を適用し、特例乳児等支援給付費の支給が妥当と認められる子どもとする。ただし、他自治体で認定を受けている子どもについては、対象から除くものとする。

(算出方法)

第4条 給付費の額の算定にあたっては、法の定めによるもののほか、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和8年こども家庭庁告示第8号）により、国の定めるところによる。

(請求)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、総合支援システムを活用し、前月実績の報告及び給

付費の請求をすること。ただし、総合支援システムにより、実績の報告及び費用の請求が出来ない場合は、本市の指定する申請方法及び期限に従い、対応すること。

(給付費の支給)

第6条 法30条の20に規定する給付費に支給については、法30条の20第5項に基づき、認定保護者に代わり、特定乳児等通園支援事業者に支払うことにより行う。

(経理)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、給付費を受領したときは適正に管理し、乳児等通園支援事業の実施に係る経費以外にこれを支出してはならない。

(調査)

第8条 市長は給付費の支給について必要があると認めたときは、法第30条の13において準用する法第14条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に対して、報告又は必要な書類等の提出を求めることができるほか、当該事業を行う施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(給付費の返還)

第9条 市長は、特定乳児等通園支援事業者が前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、本市の指導に従わない場合又は偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、その給付費の全部又は一部について、返還を命じることができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項に規定する返還命令があった場合は、速やかに返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、この要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(委任等)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国基準等によるほか、こども未来局長が定める。

2 給付費の請求、支弁、支払及び返還その他の会計処理については、この要綱に定めるもののほか、川崎市金銭会計規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年8月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。